

河原医療福祉専門学校の3つの方針

1. 河原医療福祉専門学校の理念と目的

本校は、地域社会に寄与できる心と身体の両面から健康や成長をサポートできる専門能力を持った人材及び豊かなコミュニケーション能力を持った人材の育成を目的とする。

2. 3つの方針

(1) 称号授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本校では、人間、自然、文化を大切にする視点を持ち、教養を深め、医療・福祉の専門性を身に付けた者に、専門士を授与する。具体的には、以下の4つの能力を以って卒業要件とする。

- ①医療・福祉従事者として、多様な社会的弱者のニーズを正確に把握し・分析を行い、必要な支援を計画・実践する能力を有すること。
- ②医療・福祉従事者として、地域の多様な福祉課題を広い視野から多角的に把握・理解するとともに、人や環境に働きかけて課題を解決できる専門知識・技術・思考力等を有すること。
- ③医療・福祉従事者として、人間の心身の発達や維持の仕組みに精通し、あらゆる生活者の健康的で文化的な生活の発展を支援できる能力を有すること。
- ④医療・福祉従事者として、隣接分野の関係者と十分な意思疎通と相互理解をはかることができる高い応用能力を有すること。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本校では、地域の人々の生活を視野にいれ、学生・教職員・施設・住民が一体となって、地域福祉、地域医療に根差した人材を育成する。

● 介護福祉科

介護福祉科では、介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教育、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するものである。また、介護現場では、高齢者や障害者等の介護における尊厳の保持や個別ケアが重視されており、また他職種と協働しながら進めるチームケアにおいても、コミュニケーション能力は必須であり、コミュニケーション技術を高めて支援にあたる必要がある。そして、アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のために、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力が必要である。また、サービスを提供する上で必要な制度について学び、介護保険制度・障害者総合支援法を中心に、介護実践に必要な知識の観点から「社会保障制度」として取り扱う。「利用者本位」「自立支援」の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りまで一貫して理解できるようにする。そして、高齢者、障害児・者等に共通する基本的な支援、かつ施設、地域（在宅）における生活支援について理解しサービス提供に携わることは言うまでもない。そして個々に要望に応じた支援が必要であるため、介護領域である「介護過程」と他分野を統合的に関連づけて取り扱う。こころとからだのしくみは、「介護領域」をバックアップする知識として位置付けられ、医学、看護、認知症、リハビリテーション、心理等の分野について取り扱うものである。各種専門分野を学ぶことで、疾患や障害の特性に合わせて知識・技術から支援にあたる必要がある。介護実習では、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福

社士の役割について理解する学びとする。そして、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識・技術を統合して、具体的に介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。

- 社会福祉メディカルソーシャル科

社会福祉メディカルソーシャル科では、社会福祉学を修得するために必要な人間と社会の理解に関する知識・技術を身につけ、地域の多様な福祉課題を広い視野から多角的・多面的に理解するとともに、その解決策を構築し実践するために必要な「相談援助」の総合的な能力を有する人材を育成する。そのためには、相談援助関連の教科（540時間）や近大関係の教科（340時間）で、人間関係形成のためのコミュニケーション能力を身につけ、被援助者や職員との対人関係を構築する力を養うために、感じる力や考える力を磨き、思いやりをもって表現する力や具体的なソーシャルワークの実践力を伸ばす。また、社会福祉基礎構造改革によって、措置から契約へ転換した社会福祉サービスの利用システムで、「援助」の名のもとに人権侵害をしてしまわないよう人権感覚を身につける。さらに、児童・高齢者・障害者・生活保護・更生保護等、各福祉分野におけるアプローチについて、国家試験履修科目（790時間）や相談援助実習指導（90時間）で総合的かつ包括的な援助技術および地域福祉の基盤整備と開発にかかわる具体的な相談援助の事例を体系的に学び、専門的援助として概念化・理論化し、体系立てていくことができる能力を取得する。

2年次に実施される相談援助実習（180時間以上）、3年次の精神保健福祉援助実習（210時間以上）では、今まで修得したコミュニケーション能力や専門的な知識・技術等を実際の福祉現場で発揮し、ソーシャルワークの視点で情報を集め、アセスメントや支援計画を立てることで、利用者本位の福祉サービスの提供を実践する。

- こども未来科

こども未来科では、乳幼児の心身の発達の特徴と適切な関わり方を理解し、健やかな育ちをサポートするとともに、子どもの園生活での経験を豊かなものにできる人材を育成する。そのため1445時間にのぼる科目群によって、乳幼児の心身の成長発達や病気、保育の目的・方法・内容、保育計画の立て方、保育者としての倫理観、保護者支援、様々な保育実技（ピアノ・音楽・絵本の読み聞かせ・パネルシアターやエプロンシアター・図画工作等）を修得させる。また、430時間にのぼる実習によって、実際に子どもと関わったり指導したりする経験を通して、様々な場面における臨機応変な子どもの関わり方や、保育者としてのあり方・自覚を身に付けていく。

- 柔道整復師科

柔道整復師科では、豊かで柔軟な感性と人格を持って、地域住民からの要望に応えられる人材、必要とされる人材を育成する。基礎分野では、210時間（14単位）をかけて、医学の基礎知識と健康について学び、コミュニケーション能力の向上の基礎を修得する。専門基礎分野では、1110時間（68単位）をかけて、人体の構造と生理機能を基本とした医学知識を修得してから、病気のメカニズムと治療法について専門的医学知識を修得する。また、3年間で、資格の根底である柔道の精神とポリシーを学び倫理観を養う。また、専門分野では、1433時間（70単位）をかけて、柔道整復師の歴史から基礎的な理論・技術を修得してから臨床論を学ぶ。また、臨床実習では、コミュニケーション能力、医学知識、柔道整復理論と倫理観を持って、その要望に応えられる技術と知識の応用力を修得する。

- 鍼灸師科

鍼灸師科では、地域住民から必要とされ、また豊富な知識により医師と医学的な話しが対等にできる人材を育成する。そのため、カリキュラムの基礎分野の210時間にのぼる科目群によってコミュ

コミュニケーション能力や医療の基礎知識、医療人のマナーを修得させる。

また、専門基礎分野から 810 時間にのぼる科目群によって、人体の構造や働きを覚え、組織・器官の有機的な繋がりやメカニズムを修得させ、これらにより鍼灸師にとって大切な総合診断力を修得させ、180 時間にのぼる臨床実習に繋げる。専門分野では西洋医学だけでなく東洋医学科目を 540 時間履修させ、東洋医学概論・東洋医学臨床論・経絡経穴学を東洋医学的治療そして患者様の立場に立った鍼灸施術を修得させる。

(3) 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本校では、学生が常に感謝の心をもって、何事にも素直な心で、見聞きし、考え、行動することを基本に、めまぐるしく変化する新しい時代に対応できる高度な専門知識と技術を持ち、マナー、コミュニケーション能力等の職業意識を身に付け、何事にもあきらめず、徹底して取り組める人間力を目指すことができる人を求める。各学科の入学者の受入れに関する方針は以下に示す。

- 介護福祉科
介護福祉科では、高齢者・障害者支援に興味関心があり、対人援助の知識・技術を身に付け、対象者の生活を支え地域福祉の貢献に意欲を持つ者を求める。
- 社会福祉メディカルソーシャル科
社会福祉メディカルソーシャル科では、総合的な視点から社会福祉を幅広く理解するための基礎的な知識や学力を備え、福祉を実践する技能の基礎として、社会状況を読み解く資質や、さまざまな人との関係を構築できるコミュニケーションの資質等を備えている人、また人間や社会に関心を持ち、他者への想像力や共感性を働かせながら、活力ある福祉世界の実現を求めて、みずから考え、表現し、積極的に学ぶ意欲がある人を求める。
- こども未来科
こども未来科では、子どもが好きという気持ちを基盤に、保育者としての高度な知識と技術を身に付け、子どもの健やかな育ちを支えていこうとする意欲と情熱を持つ者を求める。
- 柔道整復師科
柔道整復師科では、医療を通じて社会貢献し、他者を思いやり尊重する姿勢を有し、基礎学力のうえに身体の構造や機能について探求心を持ち、柔道整復師という職業を理解し、何事も努力を惜しまない者を求める。
- 鍼灸師科
鍼灸師科では、最新の医学的知識とはり・きゅう技術を修得しつつ、患者様の立場に立って施術ができ、地域の公衆衛生に貢献できる者を求める。

以上

附則 31年2月6日制定

附則 31年4月1日発効